

令和6年度高松市オンライン高松ファンコミュニティ
運営業務委託

仕様書

高松市政策局政策課

本仕様書は、高松市（以下「本市」という。）が行う令和6年度高松市オンライン高松ファンコミュニティ運営業務委託（以下「本業務」という。）に適用します。

1 業務の目的

本市では、令和5年3月に策定した、「たかまつライフ促進プラン～「たかまつで暮らす」っていいね！」～」において、本市に関心や関わりを持っていただける関係人口の創出・拡大に向け、オンラインツールを活用して、大都市圏在住者を中心に、高松に関心をもつ「オンライン高松ファンコミュニティ」を令和5年12月に開設しました。

令和6年度の当該コミュニティを運営するに当たり、その運営業務を委託により行うものです。

2 業務期間

契約締結の日～令和7年3月31日

3 事業規模金額

本業務の事業規模金額は、3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

4 オンライン高松ファンコミュニティの対象者

大都市圏在住者を中心に、高松に関心を持つ「高松ファン」を対象とします。

東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）を中心とした大都市圏（以下「大都市圏」という。）の在住者で、本市に関心を持ち、本市の関係人口として、継続的に関わってもらえる個人や企業・団体等を主な対象者とします。

○ 主な対象者の例

- ・観光・趣味や交流イベントの参加等により、定期的に高松市を訪問する人
- ・ふるさと納税寄附や特産品を購入する人
- ・地元の祭りなどの地域イベントに参加する人
- ・県外で高松の魅力の発信を行う人
- ・地域課題の解決に協力する人
- ・移住先やワーケーション先などを探している人
- ・地方進出やビジネスパートナーを探している企業・団体等
- ・社員研修やアイデアソンの場を探している企業・団体等

5 業務の内容

(1) オンライン高松ファンコミュニティの運営

① オンラインプラットフォームの運営

本市が令和5年12月26日に開設したオンラインプラットフォーム「オンライン高松ファンコミュニティ」を継続して運営します。

a オンライン高松ファンコミュニティの運用・保守

チャットツール「Slack」を活用した、オンライン高松ファンコミュニティの運用・保守を行ってください。

また、オンライン高松ファンコミュニティ参加者（以下「メンバー」という。）が活用しやすいよう、本市と相談しながら、適宜、内容の見直しを行ってください。

b 高松市情報セキュリティ基本方針の順守

オンライン高松ファンコミュニティの運営に当たっては、「高松市情報セキュリティ基本方針」に定めた規則を遵守してください。

また、メンバーも遵守するよう周知してください。

c メンバーや関係機関等の情報管理

メンバーの入退会の手続きに関する事務や個人情報の管理を行ってください。

また、オンライン高松ファンコミュニティに関わる関係機関等の情報管理を行ってください。

d 周知・連絡等の取りまとめ

メンバーや関係機関等への周知・連絡等の取りまとめを行ってください。

e メンバーの関心やニーズに対応した運営

参加したメンバーの関心やニーズを適切に把握し、メンバーがオンライン高松ファンコミュニティに定着するような運営を行ってください。

② 継続的なメンバーの募集

関係人口コミュニティ開設後も、継続して、メンバーの効果的な募集を行ってください。

また、定期的に、募集方法についての効果検証と見直しを行ってください。

なお、5年後（令和9年度）の目標メンバー数を、2,000人とします。

③ オンライン高松ファンコミュニティ内の情報収集や本市の情報発信、イベントの開催

a 情報収集

メンバーの本市に対する関心や興味を把握するため、定期的にアンケート調査等

による情報収集を行ってください。

b 情報発信

メンバーの本市への関心やオンライン高松ファンコミュニティへの帰属意識が高まるよう、メンバーに向けて、本市の観光・イベント情報、おすすめ情報など、メンバーの関心に合わせた本市に関係する情報を定期的に発信してください。

c イベントの開催

メンバーの本市への関心を高め、定期的な本市への訪問を促すオンラインやオフラインのイベントやセミナーを、メンバー数を踏まえつつ、月1回程度、開催してください。

④ オンライン高松ファンコミュニティの認知度向上のための情報発信やPR活動等

a 情報発信

大都市圏で活動する個人や企業・団体等に向けて、オンライン高松ファンコミュニティの認知度向上に繋がる定期的な情報を発信してください。

また、メンバーに対し、SNSや口コミ等を活用した情報発信を促してください。

また、定期的に、情報発信についての効果検証と見直しを行ってください。

b 高松市・香川県出身者で構成される同窓会等への周知

大都市圏における本市や県内出身者で構成される、県人会・同窓会等に向けて、オンライン高松ファンコミュニティのPR活動等を行ってください。

例：高松市内の高校の同窓会、香川県人会、香川育英会東京学生寮

c 企業等への周知

大都市圏の企業・団体等に向けて、オンライン高松ファンコミュニティのPR活動を行ってください。

d 大都市圏における本市の関連施策や情報発信等との連携

本市が大都市圏で実施するシティプロモーションの取組等や、関係機関等が行う情報発信等により創出した高松ファンを、オンライン高松ファンコミュニティに誘導できるよう、関連施策等と連携します。

ア 本市のシティプロモーションの取組等との連携

本市が大都市圏で実施するイベントやフェアなど、シティプロモーションの取組と連携してください。

イ 関係機関・団体との連携

香川県東京事務所やふるさと回帰支援センターなどの関係機関・団体が行う、情報発信の取組と連携してください。

⑤ 地域課題の解決等に関する情報収集

地域課題の解決に関するメンバーの知見、及び本市での社員研修やビジネス等に関心のあるメンバーの情報収集を行います。

a 地域課題の解決に関するメンバーの知見の情報収集

地域課題に関するメンバーの知見の情報を収集し、その内容を本市や関係機関等と共有してください。

b 本市での社員研修やビジネス等に関心のあるメンバーの情報収集

本市での社員研修やビジネス等に関心のあるメンバーの情報を収集し、その内容を本市や関係機関等と共有してください。

⑦ 地域課題等の把握と共有

メンバーが、本市の地域課題や地域イベント等に関わることができるよう、本市や、市内の地域団体、市内企業等と連携し、地域課題や地域イベント等の把握や、潜在している地域課題を掘り起こしてください。

また、把握した情報を、オンライン高松ファンコミュニティ内で共有してください。

⑥ 地域課題の解決等に向けた、メンバーと地域関係者等とのマッチング支援

本市の地域課題の解決や地域イベント、本市での研修やビジネス等に関心のあるメンバーが、本市の地域課題の解決等に参加できるよう、メンバーと、地域関係者、企業・団体等とのマッチングを支援します。

a 地域課題や地域イベント等とのマッチング支援

本市の地域課題の解決や地域イベント等に関心のあるメンバーと地域関係者等とのマッチング支援を行ってください。

b 市内の企業や団体等とのマッチング支援

本市での社員研修やビジネス等に関心のあるメンバーと、地域関係者、企業・団体等とのマッチング支援を行ってください。

6 企画提案書記載要件

企画提案書には、次の各項目の内容について具体的に記載してください。

(1) 業務遂行の方針

本業務の目的を踏まえた、業務遂行全体の方針や考え方を記載してください。

(2) オンライン高松ファンコミュニティの周知と参加者の募集

オンライン高松ファンコミュニティを広く周知し、メンバーを募集するための方針や手法について記載してください。

(3) オンラインプラットフォームの運営

オンラインプラットフォームの運用・保守の手法、情報セキュリティの確保の考え方について記載してください。

また、メンバーの入退会の手続きの手法や、メンバーや関係機関の情報管理の手法について記載してください。

また、メンバーや関係機関等への周知・連絡等の手法について記載してください。

また、メンバーがオンライン高松ファンコミュニティに定着する運営について、考え方や手法を記載してください。

(5) 継続的なメンバーの募集

令和10年度の目標メンバー数2,000人に向け、継続的にメンバーを募集するための方針や手法について記載してください。

(6) オンライン高松ファンコミュニティ内の情報収集や本市の情報発信、イベントの開催

メンバーの関心を把握するための情報収集や本市への関心を高めるための情報発信・イベント開催についての考え方や手法を記載してください。

(7) オンライン高松ファンコミュニティの認知度向上のための情報発信やPR活動等

大都市圏に向けたオンライン高松ファンコミュニティの情報発信やPR活動等、認知度向上のための手法について記載してください。

また、本市の関連施策等との連携の考え方について記載してください。

(8) 地域課題の解決等に向けたマッチング支援

本市の地域課題の解決等に向けた、メンバーと市内の地域関係者や企業等とのマッチング支援の手法について記載してください。

(9) 業務スケジュール

本業務の全体スケジュールを記載してください。

(10) 業務の実施体制等

本業務全体の実施体制や担当者の役割分担について記載してください。

また、業務担当者の業務に有効な知識や経験等、業務実績について記載してください。

(11) その他提案

その他、本業務遂行において有効な支援があれば提案してください。

7 成果物

受託者は、本業務完了後、速やかに「5 業務の内容」における実施内容や効果検証等をまとめた「業務実施報告書」を作成し、電子媒体で提出してください。なお、効果検証

は、メンバーへのアンケート調査を含む効果的な方法で実施し、今後の改善策の提案を含めた報告を行ってください。

8 業務実施上の留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、高松市と十分な打合せを行い、指示に従ってください。
- (2) 委託事業者が変更となった場合、オンラインプラットフォーム、メンバーの名簿、構築したネットワーク、その他本業務に係る一切の成果について、新たな委託事業者等に引き継いでください。
- (3) 本業務の実施に関する必要資材調達費用、メンバー募集及び登録業務の実施に当たり必要となる経費、その他の諸経費等については、本業務委託料に含めてください。

9 仕様書の確定

本仕様書については、企画競争の結果により、選定された事業者と協議の上、必要に応じて、修正した後、確定するものとします。

10 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者で協議の上、定めます。

11 その他

- (1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しい業務を行わせてください。
- (2) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払ってください。また、明らかな瑕疵により発注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償することとします。
- (3) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ってください。
- (4) 本業務の実施に伴い必要となる費用は、原則として、受注者の負担とします。
- (5) 受注者は、本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守してください。
- (6) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることはできません。「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断のことを指します。
- (7) 受注者は、本業務実施において事故等が発生したときは、その原因・経過及び被害

の内容を、速やかに発注者に報告してください。また、受注者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者の責任において処理するものとします。

- (8) 受注者は、本業務の履行に伴い得た個人及び企業等に関する情報について、その取扱い及び保管を慎重に行い、破損及び滅失、盗難等のないよう責任を持って管理を行うとともに、業務上必要であっても高松市の承諾なく複製又は貸与してはなりません。また、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに高松市に引き渡してください。